

事案名	習志野の事案（千葉県12-2）
フォローアップ調査資料	<p>(1) 旧陸軍習志野学校跡地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『陸軍習志野学校』1987年〔1〕 ・『習志野市史』第1巻通史編、平成7年・同『習志野市史』第4巻資料編(III)、平成6年〔2〕 ・『学校が兵舎になったとき』1996年〔3〕 ・証言〔4〕 ・Target No. 1453 (Narashino) Technical Intelligence Report of Captured Japanese CW Material (Narashino) 〔5〕 ・証言(昭和48年調査)〔6〕 ・化学室担当ノート「戦後における旧軍毒ガス弾等の処理の状況(14.6)」〔7〕 ・「旧軍ガス弾等の全国調査結果報告(案)」〔9〕 ・「毎日新聞」夕刊連載記事「化兵のとりで」(平成7年5月17日・5月24日・5月31日・6月7日)〔10〕 ・証言〔11〕 ・『毒ガス戦関係資料II』1997年〔12〕 ・「『旧軍毒ガス弾等の全国調査』のフォローアップ調査について」平成15年10月9日〔13〕 <p>(2) 習志野演習場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『陸軍習志野学校』1987年〔1〕 ・証言〔4〕 ・化学室担当者ノート「戦後における旧軍毒ガス弾等の処理の状況(14.6)」〔7〕 ・証言〔6〕 ・「旧軍ガス弾等の全国調査結果報告(案)」〔9〕 ・証言〔11〕 <p>(3) 場所不明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学室担当ノート「戦後における旧軍毒ガス弾等の処理の状況(14.6)」〔7〕 ・「旧軍ガス弾等の全国調査結果報告(案)」〔9〕
追加資料	<p>(1) 旧陸軍習志野学校跡地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学兵器処理等調査票〔A1〕 ・証言〔A2〕 ・「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会 平成17年4月20日(第1回)」〔A3〕 <p>(2) 習志野演習場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学兵器処理等調査票〔A1〕

	<ul style="list-style-type: none"> ・証言〔A 2〕 ・『日本騎兵写真集』〔A 3〕 <p>(3) 場所不明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証言〔A 1〕 ・『日本騎兵写真集』〔A 2〕 ・『平成16年度国内における旧軍毒ガス弾等に係る情報収集及び取りまとめ業務報告書』〔A 3〕 ・国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会 平成17年4月20日(第1回)〔A 4〕
平成15年度 フォローアップ調査報告書 の要約	<p>(1) 旧陸軍習志野学校跡地</p> <p>千葉県習志野には、昭和8年に創設された陸軍習志野学校跡が存在する。陸軍習志野学校は、毒ガス戦の教育と毒ガス兵器の運用研究を行なう機関であり、毒ガスの交付も行われた。</p> <p>○生産・保有情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒ガスを用いた教育や研究が行われており、毒ガスが交付されていたことが確認される〔1〕〔2〕。また、特殊なガス室(八面房)跡も確認されている〔3〕。 ・昭和16年に習志野学校で毒ガスに関する訓練を受け、イペリット、ルイサイト、催涙ガス、火炎瓶を扱ったという証言と、昭和19年11月から習志野学校で1週間毒ガスの教育を受けた(被災したときの応急措置等)との証言が得られている〔4〕。 ・習志野学校の設備・機材等について記載されている〔5〕。 <p>○廃棄・遺棄情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終戦時、イペリット・ルイサイトなどが「若干」残存し、「一部は自ら処分、大部分は進駐軍に引渡しその監督下に処分」した〔1〕。 ・元関係者の証言として、「終戦時、イペリット缶とルイサイト缶(合わせて約6t)・青酸ボンベ(若干)を保有しており、これらは学校敷地内において晒粉で中和し埋設し(材料廠付近地下)、青酸は大気に放出した。また、これとは別に各種毒物若干を銚子沖に投棄した」と記載されている〔6〕。 <p>○現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸軍習志野学校跡地は戦後、警察署、教育施設、県営住宅、関東財務局宿舎や関東財務局の未利用地となっている〔1〕〔11〕。 ・平成6年に合同宿舎の建築に当たり地下埋設物の状況について関東財務局の調査が行われ、八角形の基礎及び煙突状建築物などが確認されている〔10〕。

- ・平成15年5月8日に、旧軍習志野学校跡地において、水質調査が行なわれたが、異常はなかった〔13〕。
- ・平成15年7月28日に、旧軍習志野学校跡地で、現在、保育所となっている土地において、ヒ素に関する土壤調査が行なわれたが、異常はなかった〔13〕。

○その他情報

- ・終戦時における習志野学校の配置図が存在する〔12〕。

(2) 習志野演習場

戦後、同地域から毒ガス弾等が発見された事案がある。

○生産・保有情報

- ・昭和19年11月から習志野学校で1週間毒ガスの教育を受け(被災したときの応急措置等)、イペリットの2斗のドラム缶数百本が野積みされていたのを目撃した(射場の裏側)という証言が得られている〔4〕。

○廃棄・遺棄情報

- ・元関係者の証言として、「終戦時、イペリット缶とルイサイト缶(合わせて約6t)・青酸ボンベ(若干)を保有しており、これらは学校敷地内において晒粉で中和し埋設し(材料廠付近地下)、青酸は大気に放出した。また、これとは別に各種毒物若干を銚子沖に投棄した」と記載されている〔6〕。

○発見・被災・掃海等処理情報

- ・昭和26年6月28日、千葉県習志野演習場でルイサイト入りのドラム缶3本発見により演習中の自衛隊員14名負傷、米軍が除染したと記載されている〔7〕。
- ・昭和35年2月17日から19日にかけて、千葉県習志野市(演習場)で、ルイサイト入りドラム缶1本が発見、空挺部隊で処理されたと記載されている〔7〕。
- ・昭和35年3月4日から11日にかけて、千葉県習志野市(演習場)で催涙剤(固体)10kgが発見され、土地の除染と海洋投棄を行ったと記載されている〔7〕。

○その他情報

- ・陸上自衛隊習志野演習場に関して、陸上自衛隊第1空挺団(船橋市)に所属していた元自衛隊員から以下のようない証言があった。「昭和40~41年ごろ、習志野演習場内にある松林内の高压線の近くに約20m四方の縄を張った立ち入り禁止区域があり、そこにはイペリットが埋めてあるとのことで、当時、

	<p>隊員には立ち入り禁止の指示があった。昭和40年ごろはここには草も生えなかつたが、昭和44年ごろから草が生え、立ち入り禁止区画の縄も除去された」〔11〕。</p> <p>(3) 場所不明</p> <p>○発見・被災・掃海等処理情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連合軍総司令部は、埋設されていた日本軍の毒ガスを、昭和26年10月24日を予定として千葉県習志野の米軍兵舎内で焼却処分すると発表している。 ・昭和37年8月21日に、千葉県習志野でイペリット弾8発が発見されている〔9〕。 ・昭和37年9月に、千葉県習志野でイペリット弾2発が発見されたと記載されている〔7〕〔9〕 ・昭和39年11月18日に、千葉県習志野で旧軍ガスボンベ6本(大2本・小4本)が発見されている〔7〕。
新たな情報	<p>(1) 旧陸軍習志野学校跡地</p> <p>○生産・保有情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元関係者の証言として、「本数不明、檻数不明、約6屯余と記憶する、ドラム缶(容器)のイペリット、ルイサイトについて、陸軍習志野学校(習志野市大久保)、習志野原現自衛隊射撃場北側に疎開しあり、当時学校は真毒使用場として使用する。」と記載されている〔A1〕。 ・元関係者の証言として、「ルイサイトのガス弾について、當時保管しあらず、教育の際はその都度受領し演習場に於いて全量を使用し学校には持ち帰らざるも尤可とする。但し校内に於いて真実作業をせる場合は校内毒物場に一二は残置することもあつた。」と記載されている〔A1〕。 <p>○廃棄・遺棄情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元関係者の証言として、「材料廠は陸軍習志野学校(習志野市大久保)、習志野原現自衛隊射撃場北側に疎開しあり、当時学校は真毒使用場として使用する」と記載されている。また、「本数及檻別不明、約6屯余と記憶する、ドラム缶(容器)のイペリット、ルイサイトについて、昭和20.8.17-20習志野学校材料廠員、教導隊下仕官にてサラシ粉約10屯を使用し開放し消毒の後地下に埋設する。終戦後自衛隊に於いて容器一部を発見、米軍化学兵器部隊に於いて徹底的完全消毒を行い現在練兵場として使用の筈」と記載されている〔A1〕。 ・元関係者の証言として、推測ではあるが、毒ガスの処理の方法として、「①ドラム缶から鉄板にイペリットを撒き、その上でサ

ラシ粉と混合・攪拌し、無害化。さらに、イペリットが充填されていたドラム缶もさらし粉と水で無害化。②ルイサイトは、ドラム缶に充填のまま処理の可能性あり。」と記載されている。また、数量については、「終戦時の保有量イペリット缶とルイサイト缶を併せて約6tと記載されているが、そのうちの1~2tを処理、時期は不明、場所は真毒使用所（射撃場北側）、特殊弾格納庫周辺の可能性あり（蛸壺に廃棄の可能性あり）」と記載されている。なお、真毒使用所は、現在の陸上自衛隊習志野演習場に相当し、特殊弾格納庫周辺は現在の旧習志野学校跡地内に相当するとの証言がある〔A2〕。

○その他情報

（1）環境調査に係る情報

- ・環境省及び財務省では、日常生活に危険性がないことを確認するために、平成15年度から環境調査として、地下水調査、環境大気調査、表層ガス調査、土壤調査、物理探査、不審物確認調査を裸地において実施した〔A3〕。

①地下水調査

区域内及び周辺の井戸を、23カ所で調査し、毒ガス関連物質（硫黄マスター、ルイサイト、2-クロロビニル亜アルソン酸、あか剤関連物質）は検出されなかった〔A3〕。

②環境大気調査

区域内の全域で、大気が連続するひとたまりと考えられる区域ごとに、196カ所で調査し、毒ガス関連物質（硫黄マスター、ルイサイト、ホスゲン、シアノ化水素）は検出されなかった〔A3〕。

③表層ガス調査

物理探査で検知された全地域（155検体／1,348カ所）で実施し、毒ガス関連物質（硫黄マスター、ルイサイト、ホスゲン、シアノ化水素）は検出されなかった〔A3〕。

④土壤調査

裸地で、終戦時旧軍施設が残っていたり、既に3m以上掘削されている場所を除いた範囲で100m²ごとに実施し、99検体（743カ所）で、毒ガス関連物質（硫黄マスター、ルイサイト、2-クロロビニル亜アルソン酸、あか剤関連物質）は検出されなかった〔A3〕。

⑤物理探査

裸地で、終戦時旧軍施設が残っていたり、既に3m以上掘削されている場所を除いた範囲（72,844m²）で、レーダー探査及び磁気探査を実施した〔A3〕。

⑥不審物確認調査

物理探査の実証試験の結果に基づいて選定された地点で実施し、247カ所で不審物は確認されなかった〔A3〕。

(2) 習志野演習場

○生産・保有情報

- ・元関係者の証言として、「本数不明、檻数不明、約6屯余と記憶する、ドラム缶（容器）のイペリット、ルイサイトについて、陸軍習志野学校（習志野市大久保）、習志野原現自衛隊射撃場北側に疎開しあり、当時学校は真毒使用場として使用する。」と記載されている〔A1〕。
- ・元関係者の証言として、「ルイサイトのガス弾について、常時保管しあらず、教育の際はその都度受領し演習場に於いて全量を使用し学校には持ち帰らざるも尤可とする。但し校内に於いて真実作業をせる場合は校内毒物場に一二は残置することもあった。」と記載されている〔A1〕。

○廃棄・遺棄情報

- ・元関係者の証言として、「材料廠は陸軍習志野学校（習志野市大久保）、習志野原現自衛隊射撃場北側に疎開しあり、当時学校は真毒使用場として使用する」と記載されている。また、「本数及檻別不明、約6屯余と記憶する、ドラム缶（容器）のイペリット、ルイサイトについて、昭和20.8.17—20習志野学校材料廠員、教導隊下仕官にてサラシ粉約10屯を使用し開放し消毒の後地下に埋設する。終戦後自衛隊に於いて容器一部を発見、米軍化学兵器部隊に於いて徹底的完全消毒を行い現在練兵場として使用の筈」と記載されている〔A1〕。
- ・元関係者の証言として、推測ではあるが、毒ガスの処理の方法として、「①ドラム缶から鉄板にイペリットを撒き、その上でサラシ粉と混合・攪拌し、無害化。さらに、イペリットが充填されていたドラム缶もさらし粉と水で無害化。②ルイサイトは、ドラム缶に充填のまま処理の可能性あり。」と記載されている。また、数量については、「終戦時の保有量イペリット缶とルイサイト缶を併せて約6tと記載されているが、そのうちの1~2tを処理、時期は不明、場所は真毒使用所（射撃場北側）、特殊弾格納庫周辺の可能性あり（蛸壺に廃棄の可能性あり）」と記載されている。なお、真毒使用所は、現在の陸上自衛隊習志野演習場に相当し、特殊弾格納庫周辺は現在の旧習志野学校跡地内に相当するとの証言がある〔A2〕。

○その他情報

- ・きい剤などを使用した実物演習（実毒演習）を行ったとされ

る習志野原についての記載があり、実物演習場の位置についての記載がある〔1〕。

- ・地図中（年代不明）に、「実物演習場」の記載がある〔A 3〕。

（3）場所不明

○廃棄・遺棄情報

- ・元関係者の証言として、「演習場内は凸凹しており、窪地に缶3本をゴロンと入れた。」、「缶には、マークや標識はついていなかった。」、「中身はわずかだった。」、「缶の側に行ったりときに臭いでイペリットであることがわかった。」と記載されている〔A 1〕。

○その他情報

- ・きい剤などを使用した実物演習（実毒演習）を行ったとされる習志野原についての記載があり、実物演習場の位置についての記載がある〔1〕。

- ・地図中（年代不明）に、「実物演習場」の記載がある〔A 2〕
「実物演習場」に該当する場所周辺は、現在は低層住宅や一部4階建て程度の建物がある。また、畠、駐車場、個人の庭など一部が裸地である他はほとんどが舗装されている〔A 3〕。

なお、「実物演習場」に該当する場所周辺において、平成16年7月から8月に、環境省が地下水調査を実施した。その結果、毒ガス関連物質は検出されなかった〔A 4〕。